漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 16 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和 5 管理年度における数量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和5年3月29日

山口県知事 村岡 嗣政

くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和 5 管理年度(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間をいう。)に おける漁業法(以下「法」という。)第 16 条第 1 項に定める数量は、次のとおりとする。

## 第1 くろまぐろ(小型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量 97.3トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県くろまぐろ(小型魚)日本海定置漁業	16.4 by
山口県くろまぐろ(小型魚)その他の漁業	80.8 ځ

## 第2 くろまぐろ (大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量 25.9トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県くろまぐろ(大型魚)漁業	25.8 by

## 第3 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県するめいか漁業	現行水準